

別表十三（八）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第65条の13《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例》若しくは第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の84《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例》若しくは第68条の85《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

また、取得期間内に措置法第65条の13第1項第2号又は第68条の84第1項第2号の土地建物等の譲受けをする見込みであるため特別勘定を設けたとき等は、当期及びその特別勘定の残額がないこととなるまでの各事業年度において「特別勘定を設けた場合」の各欄その他所要の欄の記載をする必要があります。

2 この明細書は、交換又は譲渡した交換譲渡資産等の種類ごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

3 「圧縮限度額の計算」の「取得資産等の価額に対応する帳簿価額(19)× $(\frac{(20)}{(20)+(21)})$ 又は $(\frac{(20)}{(22)})$ 」23」は、①交換により土地建物等のみを取得した場合（いわゆる等価交換の場合）及び②交換により土地建物等と交換差金を取得した場合には「又は $(\frac{(20)}{(22)})$ 」を消し、③譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額と等しい場合及び④譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額を超える場合には「 $(\frac{(20)}{(20)+(21)})$ 又は」を消します。

4 「圧縮限度額の計算」の「譲渡資産等の帳簿価額」の「 $(28)+(29)$ 」又は「 $(27)+(28)-(30)$ 」31」は、交換とともに交換差金を支出した場合には「又は $(27)+(28)-(30)$ 」を消し、譲り受けた土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合には「 $(28)+(29)$ 」又は」を消します。

5 「特別勘定に経理した金額35」には、措置法第65条の14第3項の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の85第4項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。